

平成23年11月臨時会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成23年 11月29日 開会

平成23年 11月29日 閉会

横 芝 光 町 議 会

# 平成23年11月横芝光町議会臨時会会議録目次

## 第1号（11月29日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明	4
議案第1号の質疑、討論、採決	13
閉会の宣告	15
署名議員	17

## 平成23年11月横芝光町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成23年11月29日(火曜日)午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号、報告第1号及び報告第2号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決)

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	齊藤	隆	君	副町長	鈴木	孝一	君
総務課長		伊藤	定幸	君	環境防災課長	大木	良夫	君
産業振興課長		土屋	文雄	君	教育長	井上	哲	君

---

職務のため出席した者の職氏名

局	長	川島	重男	書	記	椎名	圭子
---	---	----	----	---	---	----	----

---

**◎開会の宣告**

○議長（鈴木克征君） これより平成23年11月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

---

**◎開議の宣告**

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

4番 杉 森 幹 男 議員

14番 川 島 透 議員

を指名します。

---

**◎会期決定の件**

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

---

**◎諸般の報告**

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

---

◎議案第1号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号、報告第1号及び報告第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） 本日ここに、平成23年11月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げますところ、議員各位には、時節柄ご多忙の折にもかかわらずご参集をいただき、まことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、町では、この時期、町民体育祭、文化祭、産業まつりと大きなイベントが続きましたが、いずれも盛大に終了することができ、ひとえに関係者を初め、町民の皆様のご協力によるものと感謝いたしております。特に、産業まつりでは神奈川県松田町から島村町長を初め、議会議員の皆様が来町され、当町の議員各位と交流会が開催されました。交流会は大変なごやかな雰囲気だったと伺い、町と議会の両側面から姉妹町松田町とのきずなをより一層深めることができたものと確信しております。

また、今月15日には平成23年度横芝光町表彰式を挙行し、自治功労1名、教育功労4名、消防防災功労8名、善行表彰1名、また4団体の皆様に顕彰させていただきました。長年にわたるご尽力に、ただただ敬意と謝意を表するものであり、受賞者の皆様にはますますのご活躍をお願いしたいと考えているところです。

ことしも、いよいよ師走です。寒さも一段と厳しくなっておりますので、議員各位にはご慈愛くださるようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

本案は、平成23年人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第3項の規定により職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年横芝光町条例第43号）及び横芝光町一般職

の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年横芝光町条例第144号）の一部を改正すべく提案したものであります。

報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。

本件は、平成23年9月4日午前6時15分ごろ、横芝光町宮川地先で発生した横芝光町防災訓練の避難誘導実施中の車両物損事故に関し、損害賠償額11万3,616円を支払うことにより被害者と示談することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。

本件は、平成23年10月6日午後7時30分ごろ、横芝光町宮川6402番4地先の農免道路宮川線で発生した道路上の穴による車両物損事故に関し、損害賠償額11万3,174円を支払うことにより被害者と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

〔総務課長 伊藤定幸君登壇〕

○総務課長（伊藤定幸君） ご苦労さまです。

議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本案は、冒頭、町長の提案理由にもありましたように、平成23年人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、地方公務員法第24条第3項の規定により職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正すべく提案をいたしましたものであります。

主な改正理由といたしましては、公務員の給与が民間給与と比較いたしますと、国にあっては月平均格差率が0.23%高く、千葉県にあっては月平均0.27%高いということから、その格差を解消するため、横芝光町においても人事院の勧告に基づき、職員の給与改定を行うとするものであります。

議案をご説明する前に、今回の改正の要点を整理してご説明をさせていただきます。

それでは、お手元にお配りをさせていただきました別紙、A4判の1枚になりますが、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の改正案の概要をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、改正案のポイントにつきましては、四角の枠の中でお示しをしておりますとおり6点となります。

まず、1点目は、さきに申しあげましたとおり、人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づき、改正を行うものです。

2点目は、月例給の引き下げ改定でありまして、これは特に官民格差の大きいおおむね40歳以上の中高年齢層が受ける給料に限定して引き下げを行い、官民格差のない若年層と医療職の処遇を確保する観点から、院長や医師を除き、改正を行うものであります。

3点目といたしまして、今回の改正では、期末手当及び勤勉手当の改正は行わないこととなります。

4点目は、4月から改定実施日前日までの民間との格差相当分を、12月支給の期末手当から減額し調整を行おうとするものであります。

5点目は、平成18年3月に実施されました給与構造改革に伴う経過措置額の減額及び廃止であります。

6点目は、一般職の職員の期末勤勉手当の改定がないため、議会議員及び特別職の期末手当の改定は一般職と同様に実施しないこととなります。

以上6点が、主な改正点となります。

次に、その下の1、給料表の改正（第1条関係）についてであります。が、（1）の改正する給料表につきましては、行政職給料表（1）表、（2）表と、医療職給与表（2）表、（3）表、その改正を行い、平均改定率はマイナス0.22%となります。

続いて、（2）の減額改定となる級及び号給は新旧対照表のとおりとなりますので、後ほど説明をさせていただきます。

（3）の改定の実施時期につきましては、平成23年12月1日となります。

続いて、2の期末・勤勉手当に係る改正であります。が、これは附則関係の規定となります。

（1）の支給率については、今回は期末・勤勉手当の支給率の改定が実施されませんので、従来どおり年間3.95月の支給で変更はございません。

（2）の12月支給の期末手当から減額調整であります。が、4月から11月までの民間との格



差相当分を、12月の支給の期末手当の額から、※の減額の方法で示してあります計算式アの4月の給料額に調整率0.41%を乗じて得た額に、さらに減額対象となる4月から11月までの8カ月を乗じた額とイの6月期の期末勤勉手当の額に調整率0.41%を乗じた額の合計額を減額することで、年間の民間との格差を解消しようとするものです。

(3)の改定の実施時期につきましては、先ほど申し上げましたように平成23年12月1日となります。

恐れ入りますが、裏面をごらんいただきたいと思います。

(4)の給与改定の人件費への影響額といたしましては、病院会計を除いて試算いたしますと、職員1人当たり平均月額マイナス1,700円、年間給与平均ではマイナス2万8,400円となり、町全体ではおおむね260万円前後の減額となる見込みであります。

3以降の経過措置(現給保障)の改定、第2条から第4条関係につきましては、条例改正とあわせて説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号について説明を申し上げます。

議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。ピンク色の議案つづり1ページから21ページが改正条例の制定であり、本議案に対する新旧対照表につきましては、黄色の表紙の議案第1号関係資料となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案つづり1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月29日提出、横芝光町長、齊藤隆。

3ページをお開きください。

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改めるものであります。これは、人事院勧告に基づき、職員の給料月額を改正させていただこうとするもので、改正内容につきましては、新旧対照表の黄色の表紙をごらんいただきたいと存じます。

まず、1ページから5ページまでが別表第1、アの行政職給料表(1)表であります。6

ページから10ページまでがイの行政職給料表（2）表でありまして、ここにお示しをしてご  
ざいますアンダーラインの部分の現行の額を改正案のアンダーラインの金額に改めようとする  
ものであります。

続いて、議案つづり10ページをお開き願いたいと思います。

別表第2イ及びウの表を次のように改める。

恐れ入りますが、また新旧対照表に戻っていただきたいと思いますが、新旧対照表の11ペ  
ージから15ページは、イ、医療職給料表（2）表で、病院の検査技師、薬剤師等の給料表で  
あり、続いて16ページから21ページのウ、医療職給料表（3）表は保健師や看護師等の給料  
表であります。アンダーラインの部分の現行額を改正案のアンダーラインの金額に改めよう  
とするものであります。給料表につきましては、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

それでは、また恐れ入りますが、議案つづりの18ページをごらんいただきたいと思います。

（横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年横芝光町条例第144号）の  
一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたしますので、恐れ入りますが、新旧  
対照表の22ページをごらんいただきたいと思います。

22ページの改正は、平成18年条例第144号に係る附則第7項に係る給料表の「号給の  
切替えに伴う経過措置」についてでありまして、内容といたしましては、平成18年3月に大  
幅な給料表の改正があり、この時点で改正前の給料が改正により下回ってしまう職員につい  
ては、不利益を受けることのないよう改正前の給料を保障する、いわゆる現給保障をする  
というような経過措置がとられ、平成20年度まで、この保障額について満額を手当てしてき  
たところであります。これが附則第7項の規定でありまして、現行の規定では、人事院勧告  
により現給保障対象者については、平成21年に100分の99.76を平成18年3月31日の給料月額に  
乗じた額を支給することとされました。さらに、平成22年度にこれを100分の99.59、いわ  
ゆる現行の制度であります。100分の99.59に改正されたところであり、今回の改正ではアン  
ダーラインで表示してあるとおり、さらにこの率を100分の99.1に引き下げ、この率を乗  
じた額を支給するという改正であります。

また、恐れ入りますが、議案つづり18ページをごらんいただきたいと思いますが、第3条  
になります。

第3条、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のよ

うに改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表23ページをごらんいただきたいと思います。

行ったり来たりで申しわけございませんが、23ページをごらんいただきたいと思います。

附則第7項の現行のアンダーライン「(給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を、改正案のアンダーラインをごらんいただきたいと思いますが、「医療職給料表(1)又は給与条例附則別表アの適用を受ける職員以外の職員にあっては、当該額(給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。以下この項において同じ。)から当該額の半額(その額が1万円を超える場合にあっては、1万円)を減じた額」に改めるものであります。

第2条、第3条の改正内容については、例を挙げてご説明をいたします。

恐れ入りますが、一番先に見ていただきました別紙、A4判1枚になりますが、をごらんをいただきたいと思います。この裏ページ、裏面になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3の経過措置(現給保障)の改定率は、第2条から第4条関係であります。

まず、(1)の経過措置の改定(平成23年度)については、第2条関係であります。

今回の改正で給料月額が減額となる職員について、具体的に金額を入れて例を挙げ、説明をさせていただきますと、その下に書いてあります計算例になります。これによって説明を加えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、平成18年3月31日の給料月額を40万とした場合に、この給料額に先ほど申し上げました99.1%を乗じて得た額を経過措置額39万6,400円、 $\textcircled{A}$ とし、平成23年12月1日の改正後の給与月額 $\textcircled{B}$ 、これが38万円とした場合であります。その場合、経過措置額39万6,400円から給与改定後の給与月額38万円を差し引いた1万6,400円を加算して支給することとなります。その結果、実質支給額となりますのは39万6,400円というものがこの改正の要旨であります。

ただいま申し上げましたのが支給額の計算例ということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて、次に(2)の経過措置の減額(平成24年度)については、第3条関係であります。

平成24年1月1日以降は、(1)で説明をいたしました $\textcircled{C}$ の差額をさらに半額として支給をする改正であり、その額が1万円を超える場合には差額から1万円を引いた額を加えて支

給する規定であります。

やはり同じく額を入れて説明を申し上げます。

例えば、平成18年3月31日の給料月額41万円、この給料月額に先ほどの99.1%を乗じた額を経過措置額として計算をいたしますと40万6,310円、④となります。平成24年4月1日の給料月額、先ほどと同じように38万円とした場合、この差額を差し引いた額、差額が2万6,310円となります。その半額をとということになるわけですが、その半額1万3,155円が1万円より大きくなる場合には、差額、先ほど④引くBで計算をいたしました2万6,310円から1万円を差し引いた1万6,310円を平成24年4月1日の給料月額38万円にプラスして支給をするというものであります。

議案つづり18ページにお戻りをいただきたいと思います。

第4条であります。

第4条、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第7項から第10項までを削り、第11項を第7項とし、12項から第14項までを4項ずつ繰り上げるものであります。

新旧対照表に戻っていただき、24ページから26ページをごらんいただきたいと思います。

この改正では、「号給の切替えに伴う経過措置」に係る規定であり、平成25年4月1日をもって経過措置が廃止されることから、これに係る第7項から10項を削り、11項を7項に、12項を8項に、13項を9項に、14項を10項に改正をするものです。この規定により、「号給の切替えに伴う経過措置」を廃止するものです。

また、恐れ入りますが、議案つづりに戻っていただきたいと思います。

議案つづり18ページ、下段の附則であります。

施行期日ではありますが、第1項で、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するもので、本議会でご承認いただければ、本年12月1日施行となります。ただし、第3条の規定は平成24年4月1日から施行し、第4条の規定は平成25年4月1日から施行するものであります。

議案つづり19ページをごらんいただきたいと思います。

附則第2項は、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の規定でありまして、次に定める第1号及び第2号で確定した調整額を平成23年12月期末手当から減ずる規定であり、調整額が期末手当の額を上回る場合は期末手当を支給しないことを定めているものであ

ります。

議案つづり19ページ中段の第1項は、次のページ、20ページから21ページに示してあります表の職務の級及び号給に該当する職員並びに医師及び院長を除く職員、いわゆる減額対象職員が平成23年4月1日から平成23年11月30日までに支給された給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に調整率100分の0.41を乗じて得た額を減額する規定を定めたものであります。

21ページ中段の第2項は、平成23年6月1日において減額対象職員であった者に6月に支給された期末・勤勉手当の額に調整率100分の0.41を乗じて得た額を減額する規定を定めたものであります。

第3項につきましては、第3項は規則の委任であり、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めると規定をしたものであります。

最後になりますが、改正のポイントでもお示しをさせていただきましたが、今回の改正では一般職の期末・勤勉手当の支給率の改正がないことから、議会議員及び特別職の期末・勤勉手当の支給率の改正もないこととなり、条例改正は実施しないということとなります。したがって、支給率は年間3.95カ月で変更はございません。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、可決承認くださいますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 大木良夫君登壇〕

○環境防災課長（大木良夫君） それでは、報告第1号について補足説明をさせていただきます。

このピンク色の表紙の議案つづり、この23ページの報告第1号をごらんください。

専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年11月29日提出、横芝光町長、齊藤隆。

本件につきましては、冒頭、町長の提案理由説明にありましたように、本年9月4日に実施いたしました町防災訓練時において発生した物損事故に関し、町と被害者間で和解が成立し、損害賠償額が決定しましたので、平成23年10月6日付で専決処分をいたしましたので、

地方自治法の規定により議会に報告をするものでございます。

それでは、専決処分の内容についてご説明を申し上げます。

この議案つづりの27ページをごらんください。

和解及び損害賠償額の決定について。庁用自動車運行管理の瑕疵による交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償額を決定するものであります。

和解及び損害賠償の相手方につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。

和解の趣旨につきましては、平成23年9月4日午前6時15分ころ、横芝光町宮川地先、これは県道横芝停車場白浜線、東陽小学校裏門への入り口付近になりますけれども、町防災訓練の避難誘導実施中に横芝光町消防団第7分団第2部所属の消防団員が庁用自動車、これは消防自動車でございますけれども、これを運転し後退させた際に後方に停車していた相手方車両と接触し損傷させた事故について、町はその損害を賠償するものであります。

損害賠償の額につきましては、代車費用を含みます車両修理費11万3,616円で和解したものであります。

以上、簡単ではございますけれども、和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分の報告といたします。

〔環境防災課長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第2号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 土屋文雄君登壇〕

○産業振興課長（土屋文雄君） それでは、報告第2号の補足説明をさせていただきます。

29ページをお開き願いたいと思います。

専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年11月29日提出、横芝光町長、齊藤隆。

31ページをお開きください。

専決処分第11号でございますが、冒頭、町長から提案説明がございましたとおりでございます。読み上げさせていただきますと思います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。



と。

それから、できましたらば、一般職の給与の平均、目安でいいですが、今どのような形で一般職の給与がなっているのか、それから（２）、（３）と平均でどのぐらいになっているのかなということを教えていただければありがたいんですが、よろしくお願いします。簡単でいいです。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（伊藤定幸君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、給料表の１級から７級までの級でございますが、まず１級につきましては、入った新採の職員、いわゆる主事補ですとか、そういう職員が１級ということになります。続いて、その次の２級となりますと主事というような階級になってきております。それが徐々に３級、４級、５級、６級というふうには上がってくるわけでございますが、主事から主任主事、そして副主査、主査、副主幹、主幹というようになりまして、６級では班長クラスになります。７級が課長職と主幹職というふうには順を追って号給が上がってくるということになります。

それと、各号給であります。ただいま申し上げましたのは級でありまして、号給につきましては、年数によって徐々に上がってくるということでありまして、就職した年数によって上がってくるということでございます。

それと、平均給与月額でございますが、ちょっと私、今、平均給与月額が手元になかったものですので、あれですが、大変申しわけございません。ちょっと手元にそちらの平均給与月額……

〔３番議員「後でも」と発言〕

○総務課長（伊藤定幸君） はい、後で報告をさせていただきたいと思っております。

〔３番議員「はい、お願いします」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異義なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異義なしと認め、これより議案第１号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



○議長（鈴木克征君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎閉会の宣告**

○議長（鈴木克征君） 以上で、本臨時会に付議された案件のすべてを議了しました。

本日の会議を閉じます。

平成23年11月横芝光町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 杉 森 幹 男

議 員 川 島 透